

## 第81回日本弁護士連合会市民会議議事録

日 時：2024年9月25日（水）午後3時～午後5時

場 所：来賓室

出席者：（委員）

議 長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）  
副議長 河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金理事長）  
委 員 井田 香奈子（朝日新聞論説委員）  
伊藤 明子（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター顧問、前消費者庁長官）  
太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教授、博士（政策研究））  
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）（Zoom出席）  
清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）  
浜野 京（信州大学理事（ダイバーシティ推進担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）（Zoom出席）  
林 香里（東京大学理事・副学長）  
福澤 克雄（株式会社TBSテレビドラマ・映画監督）  
湯浅 誠（社会活動家、東京大学先端科学技術研究センター特任教授）（Zoom出席）

（日弁連）

会 長 瀧上 玲子  
副会長 飯岡 久美、坂口 唯彦、大神 昌憲  
事務総長 岡田 理樹  
事務次長 菊池 秀、佐内 俊之、中村 新造、藪内 正樹、井崎 淳二、妹尾 孝之、笹沼 波  
広報室室長 田中 和人  
広報室嘱託 荒谷 真由美

### 1. 開会

（佐内事務次長）

お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、第81回日弁連市民会議を始めさせていただきます。

司会を務めます事務次長の佐内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、二つございます。一つ目の議題は「取調べの録音・録画の拡充及び弁護人立会権確立に向けた取組について」です。二つ目が、「公益通報者保護制度の充実に向けた取組について」でございます。

本日の配布資料の確認をさせていただきます。机上に52ページのものをお配りしております。お手元でございますでしょうか。もしなければ事務局にお知らせください。

## 2. 淵上玲子日弁連会長挨拶

(佐内事務次長)

それでは、はじめに日弁連の淵上玲子会長から、一言ご挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

(淵上会長)

皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、日弁連は、明日の袴田事件判決に向けて、様々な取組をさせていただいております。19日には、日比谷野音での市民集会をさせていただきました。また、19日から土曜日まで1階のロビーで、そのまま地下鉄で上がってこられた方は気が付かなかったかもしれませんが、1階ロビーで日弁連が支援しております冤罪事件の様々な報告についてパネル展示をさせていただいております。もしお時間がございましたらちょっと1階のほうに立ち寄っていただけますと、こんなにたくさん冤罪事件があって、このように弁護人が頑張って取り組んでいるという、その姿も分かるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

明日、私も静岡にまいりまして、弁護団の記者会見、そして日弁連の再審法改正に向けた記者会見等を経て、さらにそれを受けた形で28日にもう一度集会を行うというところで、先週から今週にかけて再審法改正の実現に向けた取組に邁進しているところでございます。既に市民会議でもこの議題につきましては取り上げておりまして、様々なご意見も頂戴しているところでございますが、本当に必ず再審法の改正を実現しなければいけないというところで、明日がヤマ場になることなく、今後がヤマ場になっていくように頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、本日は二つのテーマを用意させていただきました。一つ目につきましては、この6月に行われました日弁連定期総会でも決議いたしました可視化、弁護人立会権確立に向けた取組というところでご説明させていただきます。録音・録画が導入されたとしてもまだ不十分である。本当にごく限られたことしかできていない。仮に録音・録画されていたとしても、不適切な取調べがかなり行われている実態などについての報告がされるかと思えます。

二つ目が、公益通報者保護制度ということで、まさに今兵庫県で問題となっているこのテーマについて、公益通報者保護制度というものはあるものの、現実にはおろそかにされているところも多々あるということで、充実をさせていかなければいけないというところの報

告をさせていただく予定でございます。

短い時間ではございますけれども、本日もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(佐内事務次長)

ありがとうございました。それでは、北川議長、以降の進行をよろしくお願いいたします。

### 3 議事

#### 議題(1) 新任委員について

(北川議長)

それでは、皆さんお忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日は、吉柳委員、浜野委員、湯浅委員のお三方はZ o o mでのご出席でございます。浜野委員は、所用のため遅れてのご出席、また途中退席となります。

また、本日、清水委員の随行で連合の職員の方が傍聴されていますので、ご了解をいただきたいと思います。

それでは、第81回の市民会議を開催させていただきます。

早速、議事に入ります。お手元に配布されている次第のとおり進めさせていただきたいと思います。

まず議題の新任委員についてということで、新任委員のご報告になりますが、本年9月1日付けで、福澤克雄委員が新たに委員に選任されました。

福澤委員から簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(福澤委員)

よろしくお願いいたします。皆さん、私やたら体が大きいんですが、私は慶應にゆかりがありまして、福澤諭吉先生の孫の孫として生まれまして、慶應義塾の小学校・慶應義塾幼稚舎に入学、勉強もそっちのけで大学までラグビーをやってまいりました。どうしても映画監督になりたいという夢がありまして、ラグビーをやめてTBSに入って、映画監督、ドラマのディレクターを今やっております。

大学時代は、一応法学部政治学科なんですけれど、大学の授業に出た思い出がないと。練習ばかりをやっておりました。

やった作品というと皆さん、多分ご存じあると思うのは、「半沢直樹」とか、この前やった別班という陸上自衛隊の秘密組織をモデルにした「VIVANT」、「下町ロケット」とかだと思います。精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。

(北川議長)

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 議題(2) 取調べの録音・録画の拡充及び弁護士立会権確立に向けた取組について

(北川議長)

それでは、本日の一つ目の議題、「取調べの録音・録画の拡充及び弁護人立会権確立に向けた取組について」を検討していきたいと思います。まず、日弁連の執行部の皆様からご説明いただきたいと思いますが、坂口副会長、よろしくお願ひいたします。

(坂口副会長)

よろしくお願ひいたします。資料は14/52ページのポンチ絵が分かりやすいと思いますので、こちらをご覧くださいければと思います。

まず、取調べの抜本的改革というテーマですが、刑事司法については、再審法であるとか、死刑の問題など様々あるんですけども、やはり取調べの抜本的改革も非常に今年度力を入れているテーマでございます。このポンチ絵の15/52ページの右下に、「日本の刑事司法見える化プロジェクト」というページがございます、お帰りにになりましたら、このサイトを是非検索をしていただければと思うんですが、ここの「日本の刑事司法見える化プロジェクト」のページの中には、様々な実際に起こった取調べの問題が紹介されております。中には音声も紹介されているものがございまして、本日は、少しその中の音声をご紹介させていただきたいと思います。

ノートパソコンから流しますので、ちょっと聞き取りづらいかもしれませんが、お聞きいただければと思います。これは、14/52ページの左上に三重県鳥羽警察署事件と書かれていますが、この事件で行われている警察官、三重県の鳥羽警察署の警察官が女性の被疑者の方に対して行った取調べの様子でございます。ちょっとお聞きいただければと思います。1分ぐらい流します。

( - 音声 - )

(坂口副会長)

実際に、この日弁連のウェブサイトで紹介をしている音声のごく一部を今聞いていただきました。日弁連で紹介している音声データというのは、7分34秒なんですけど、実際にこのサイトをご覧くださいますと、画面に取調べ開始から何分と書いてあるんですけども、今聞いていただいた発言というのは、取調べ開始から7時間10分経過後なんです。ほとんどの時間こういった取調べが繰り返されていたというような事案です。

実際には、私のプレゼンの15分はもういらぬのではないかと感じていまして、この15分この音声をずっと聞いていただくというのも、一つなのではというぐらいのことで、実態をお分りいただきたいと思ひ、お聞きいただきました。

まるで昭和の刑事ドラマで行われているような取調べが、今の令和の世の中でもまだ起きているということなんですよ。

これは、なかなか実際に被疑者・立場にならないと分からないことではあります。この音声データを日弁連のウェブサイトで聞いていただいた方は、まだこんなことをやっているのかと本当に驚かれる方が多いです。

ただ、現実にはそれは行われているんですよ。これが例外的な出来事ではないということ

は、最近、大阪高裁が決定を出した件、いわゆるプレサンス事件という事件がありまして、これはいわゆる経済的な事犯です。経済的な犯罪を疑われた被疑者の方が、検察官から非常に強い言葉で、それはいわゆる犯罪にも当たるような強い言葉での取調べを受けたということで、これは裁判所も看過できないということで、この取調べを含む捜査全体に関わった検察官を刑事事件の対象とすべきだという決定を大阪高裁が下しました。

この決定について、20ページに、「取調べの適正化を求める社説一覧」と書いていますが、これは本当にごく一部なんですよね。先ほどご説明したプレサンス事件に関する大阪高裁の決定に対する報道というのは、多くの新聞社がこの大阪高裁の決定を支持するとの社説を掲載しました。

現在日本で行われている取調べには問題がある、改めなければならないということは、在京の全紙が社説の中で、しっかり書いています。これは、非常に珍しいことで、日弁連が取り組むテーマの中には、なかなかいわゆる保守、リベラル、いろいろな考えがある中で、統一的な意見という方向で社説を書いていただくということは、ちょっと珍しいんですけども、取調べの問題については、しっかり皆さんが記事にしていたり、社説にしていたりということがあります。

先ほど、会長の挨拶でも触れた再審法の改正においても、再審法の改正は必要であるということが、在京の全紙の社説が揃っているというようなところがありますけれども、それに続けてと言いますか、この取調べについてもしっかり改めなければならないということが、今、徐々に社会に広まりつつあるという現状でございます。

そういった取調べの現状をどのように変えていけばいいかということについて、日弁連はその方法として二つのことを強く求めています。一つが、取調べの可視化です。ポンチ絵に戻らせていただきますと、14/52ページの2番に、「現行取調べの録画義務の対象範囲」というものが書かれてあります。

現在、可視化が一部行われております。これは村木さんの事件や、他の件も含めまして、検察の捜査が問題になった時期がありまして、取調べについて、しっかり事後的に検証しなければいけないということで、その時期に刑事訴訟法が改正されました。

その改正によって、この一覧表でいう赤い◎が付いている三つ、裁判員対象事件について、それから検察が独自に捜査をするいわゆる特捜事件については、取調べの可視化を義務付けると、録音・録画の対象とするということが義務付けられたんですね。

これは、全体の3%弱に過ぎません。要するに、残りの97%以上はまだ可視化が義務付けられていないということになります。これは明らかにおかしいんですよ。事後的な検証が全くできないということになりますと、当然、取調室というのは、ブラックボックスになってしまいます。

実は、私も元検察官でありまして、検察官の感覚というのも何となく分かるんですけども、被疑者を目の前にすると、やはりその人から自白を獲得したいというのが本能的に働きます。それは、ある意味誤った本能であり、誤った正義感ではあると思うんですけども、

やはり捜査官としては取調べをする中で、被疑者から自白を引き出したいと考えるのはある意味当たり前のことなんですよ。

ただ、それが適正にきちっと行われているかということについて、事後的に検証することができなければ、先ほど冒頭で聞いていただいたような捜査官の一方的な思い込みによる被疑者に対するストーリーの押し付けと、それから調書にサインをするように求めるといふことが行われてしまうということになります。

先ほど、冒頭で聞いていただいた音声で、女性の方がほとんど喋っていないんですよ。警察がずっと喋っている。警察の人が喋って、女性の方が少しでも何か話すとそれを遮るように話す。本当に典型的なパワハラですよ。今で言うとハラスメントになるんですが、その会話の中で、警察官の言葉の中に「署名せい」という言葉が出てきていたんですね。それは、「私はしません」という言葉を女性の方が言いかけたところを、またそれを遮るように警察官が責めていたんですけれども、日本の取調べを証拠化するときの特徴として供述調書を捜査官が作ります。これが、例えば私が何月何日に万引きをしましたという、本来であれば被疑者が自分で語ることを、捜査官が自分でまず作文してそれにサインをさせるという、そういう調書の形式をとっているわけですね。

実際にそういう形で取調べが進むので、被疑者本人が自発的に供述をするという形ではなくて、一方的に捜査官がこれをしただろう、あれをしただろう、そんなの嘘に決まっているということを被疑者に一方的に押し付けた上で、最後に作る調書というのは、その押し付けた場面を再現するわけではなくて、私は何月何日に確かに人を殺しましたとか、私は何月何日にこうしましたという自ら話したような調書が作られているという、日本ではまだこんなことをやっているわけですね。

その捜査の取調べの過程をしっかりと録音・録画するというプロセスを経ないと、やはりまともな捜査、まともな取調べにはならないということがまず一つ大きく言えます。

取調べの可視化を全面的にすべきだということは、日弁連が一貫して求めているところです。実際に今、法務省が設置した改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会というところで、先ほど少し触れました刑事訴訟法の改正で全体の3%でしか行われていない可視化を、残りの97%についてどこまで広げることが協議されています。

ただ、この在り方協議会というものは、多くが法務省が選んだ委員の方で構成しているんですよ。その中でも、弁護士委員もそうですけれども、学者の方やメディアの方、委員の方も含めて、さすがにこれはおかしいと、検察の今のような取調べを、このままではおかしいから、可視化の対象を広げなければならないという発言や雰囲気は広がりつつあります。

ただ、これはまだまだ捜査側の検察側、警察側の強い抵抗に遭っている現状というところでございまして、この可視化の対象をしっかり広げるといふことを日弁連として積極的に取り組んでまいりたい。

このテーマについて、どういうふうに進めていくのがいいかどうかというのを今日の委

員の皆様のお知恵を拝借したいというところでございます。

もう一つ、日弁連は二つ求めているということを申し上げました。二つ目について、お話をいたします。これが弁護人の立会いというテーマです。これは15/52ページをご覧くださいただければと思います。

欧米の映画などでは、弁護人が取調べに立ち会うということはよくあるんですよね。映画の場面ではよく出てきますが、日本ではあまりなじみがないんです。ただ、日本もポンチ絵にございますとおり、取調べに弁護人が立ち会ってはいけないと、禁止している法律があるわけではないんですよね。いわば、禁止されてはいないんです。ただ、法律上権利が明記されているわけでもないというのが現状です。

そういう現状の中で、政府の見解としては、立会いを実際に認めるかどうかは、取調べの機能を損なうおそれがあるかどうかなどを総合的に判断して、事案に応じて決めると言っているんです。ただ、ほとんど実際は認められていないんですよね、弁護人の立会いというのは。弁護人の立会いが認められれば、先ほど冒頭で聞いていただいた警察官のような発言があれば、当然それはいさめたり、あるいはそれを中止するよにということをしっかり弁護人は伝えたりするはずですよ。

それから、捜査官の意識としても、弁護人が横にいる中であんな強引な取調べをするわけではないんですよね。可視化があれば、では立会いはいらなくてもいいんじゃないかと、事後的にちゃんと検証できるのでいいんじゃないかという考え方も、あり得るかもしれないのですが、実際に、まさにこのプレサンス事件であるとか、他の事件も含めて3%の可視化の対象になっている件、それから被疑者の方がICレコーダーを忍ばせていた件などで、実際に表れている取調べの現状は、現実には変わっていないんですよね。

プレサンス事件という事件で、実際に大阪の裁判所で取調べの様態というのが映像で見られたんですけども、それはまさに可視化の対象になっているからなんですけど、記録が残ると分かっているながらもひどいことを検察官は被疑者の方に平気で言っています。なので、可視化だけではやはり足りないんですよ。可視化と弁護人の立会権というのがセットになって、より適正な取調べというのが行われるということになります。

日弁連がきちっと求めていることというのが、今の二つになるんですが、ここからはやはり皆さんへのご相談になるのですが、まだまだ社会の方への浸透というのが十分ではないんです。国会議員の方へのお話をしたりする場面でも、やはりまだ、悪いことしているんだからしょうがないのではないかと、警察はある程度厳しく調べないと、犯人側もそれは百戦錬磨みたいな人もいるんだからとか、そんな意識の方がすごく多いんですよね。

実際に、この取調べの音声を聞いていただいたり、実情を聞いていただいたりすると内容を理解していただけるのですが、議員の方、それから一般の市民の方には、この問題というのが広く伝わっているとは言えないところがございます。

まさに、明日判決の袴田事件も取調べの問題から端を発している事件ではございます。袴田さんは虚偽の自白をさせられております。先ほどから触れているプレサンス事件や大川

原化工機事件など、捜査機関による取調べはさすがにこれはまずいぞということが、社会に少しずつ広まりつつある状況ですので、何とかこのテーマを国民の皆さん、市民の皆さんの問題としっかり捉えていただいて、法律がしっかり変わるように、これから日弁連として取り組んでまいりたいと考えておりますので、是非委員の皆様からどうすれば世の中に、社会に、この理解が広がるだろうか、改正の機運が高まるかどうか、そういったところのアドバイスを是非いただければと考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

(北川議長)

坂口副会長、ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明に対しまして、皆様方からそれぞれご意見、ご発言を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうぞ、どなたからでも。

(清水委員)

ちょっと質問していいですか、今の録音ですけれど、それはどうして録音が存在しているんですか。

(坂口副会長)

これは、被疑者の方がレコーダーを忍ばせていたんですよ。

(太田委員)

それはどうなのでしょう。わが身を守るためとは言え、適正な、要するに違法性がないのか。

(坂口副会長)

違法性は特にないんですよ。ただ、最近は、こういうことがあった以降、警察は、レコーダーか何か持ってませんかということは聞くということはあるんですね。ただ、もともと被疑者は黙秘権もありますし、そもそも取調べに当たって、いわゆる条件を付けたりはできるんですよ。

ただ、これができるのは、いわゆる在宅事件だからなんです。逮捕されてしまうと、いわば身ぐるみ剥がされてしまうので、レコーダーを忍ばせることは当然できない。ですからまさに本当のブラックボックスになってしまう。

(清水委員)

それで、今録音聞いている範囲で言えば、非常に違法な捜査というふうに認定されなければだめなんですか。人権的にもだめだと思うんですけど。

(坂口副会長)

だめですね。

(清水委員)

なぜ罰せられないんですか、その警察官は。罰せられないから続くわけでしょう。

(坂口副会長)

まさに、ひどすぎるということで、今回プレサンス事件という事件で…



(清水委員)

いやいや、今のだってひどいじゃないですか。

(坂口副会長)

今のもひどいですね。

(清水委員)

でも、これはならないんですか。訴えればなるんですか。これは、訴える裁判で、ひどいと認められれば、罰せられるんですか。警察官は罰せられるんですか、そもそも。

(坂口副会長)

罪に問われれば罰せられますね。この件が、もし警察官が刑事告訴されて、刑事手続として訴追をされればそれは罰せられますね。

それとは別に民事の手続で国家賠償請求訴訟という制度がありまして、その警察官が罰せられるかどうかはともかくとして、警察官がやったことが違法ということになると、国が、その被疑者の方に賠償しなければならないという制度はございます。

(清水委員)

それをしやすい制度に、裁判とかしなくても訴えて、訴える制度を下げれば解決する話なんですか。それとも、例えば、この方も被疑者、私は罪があったかどうか分かりませんけれども、取調べでこういう話をしたんでしょう。

ただ、受けていることは非常に、人権で言ってもだめだと思うんですけど、例えばこの方が犯罪をもし犯していたら、なかなか訴えることは難しいじゃないですか。

(坂口副会長)

難しいですね。

(清水委員)

そこに問題があるのか。そもそも、こんなことがなぜ罰せられないのかという話ですね。

(坂口副会長)

恐らく、現実にはたくさん起きているからじゃないかと思います。捜査官にとっては、否認している事件で警察官として取調べ、いわば割るためにある程度のことはしてもいいという感覚が基本的にあるんじゃないですかね。

(清水委員)

警察官じゃなくても、私たち市民からすればこんなのはだめでしょうと。

(坂口副会長)

こういう取調べをした警察官を仮に一定の罪に問うということがたくさんあれば、確かにそういう意味での抑制力にはなると思うんですが。

(清水委員)

でもこういう捜査の仕方をして得られたものは、違法な捜査で得られた証拠では、裁判で認められないとあるじゃないですか。

(坂口副会長)

はい。

(清水委員)

同じことではないですか。

(坂口副会長)

そうですね。

(清水委員)

こういう形で、例えば自白したり、ハラスメントをした場合には、この人を罰せられませんよというふうにすれば、多分警察はやらなくなるんでしょうね。

(坂口副会長)

まあ、そうですね。

(清水委員)

だって一生懸命起訴しようと思ってもできないわけですから。

(坂口副会長)

はい。

(清水委員)

そのぐらいのことをしないと止まらないぐらいいっばいだったら、それが容認されているのだったら、いくら話し合っても難しいのかなと。

(坂口副会長)

そうですね。いわゆるブラックボックスになっていることで、今まさにおっしゃっていたいたひどい事例であれば、きちっと罰するということはあると思うんですけども、それすらオープンになっていないというのが現状なんですよね。

プレサンス事件は、まさに取調べの録音・録画の対象になっていたからですし、それから冒頭の三重県の事件であれば、自分を守るためにレコーダーを忍ばせていたと。ほとんどの被疑者の方は、それはない、ないというか逮捕されてしまうと、取調べの場面自体が完全にブラックボックスなので、今おっしゃっていただいたような、それに関わった捜査官を裁くすべもないというか、材料もないということになります。

なお、この三重の事件は、最終的には刑事処分においては、女性の被疑者の方は不起訴処分ということで起訴はされませんでした。一方、警察官の取調べ等がひどいということで、70万円の支払が命ぜられたということです。これは民事のほう、先ほど申し上げた国賠請求訴訟のほうですね。

(清水委員)

でも払っているのは本人ではないですよ。

(坂口副会長)

警察の中でどういう処分を受けたかは把握していません。

(清水委員)

でも払っているのは、本人ではないですよ。

(坂口副会長)

払っているのは、本人ではないでしょうね。

(清水委員)

私教員の出身なのでよく分かります。何かあったときに、本人は払いませんから。教育委員会、行政が払いますから。だから、裁判しても何でもなくならないんですよ。

(坂口副会長)

そうですね。

(清水委員)

そのことは、似たような感じを受けます。

(坂口副会長)

そのとおりだと思います。

(清水委員)

もう一つ。テレビでね、相変わらずずっとこういうのが刑事ドラマで流れていて、こういう捜査を、今でもやっていることが別におかしくないんだみたいな、ちょっと厳しめに言ってね。かつ井食えとか言って、そういうのを聞くと、私今教員と言ったので、例えば生徒指導とかで子どもと話したこともありました。お前、万引きしたのかとか話してね。たばこ吸っているのだから見てるやつがいたぞとかと言って、それはまさに取調べなわけですよ。生徒指導の。

でもそんな権限があるわけでもないのに、生徒指導ということでやるわけですよ。そのときにやはり保護者が立ち会うとか、あるいは、今の制度で言えば、スクールロイヤーとかをちゃんと教育委員会において、何かやるときには必ず第三者が立ち会うとか、そういった制度に変えていく。学校でもそうだとすれば、こういうことはだんだんなくなると言うんですよ。

(坂口副会長)

なるほど。確かに他の制度と平行で考えて、弁護人の立会いを認めるべきとか、そういうことですかね。

(清水委員)

弁護人の立会いはあったほうがいいんじゃないですか。逮捕されるときとされないときと。皆パワハラだってなんだって、みんな今持っていますからね。みんな録音していますから、みんな公表されて、国会議員だって辞めたりしているじゃないですか。

(坂口副会長)

そうですね。

(清水委員)

辞めるとか、刑事事件として訴追できないとか、そういう状況になったら警察もやめると思いますよ。

そういう法律にすればいいかどうかは別の話ですけど。

(太田委員)

よろしいですか。今の件で、ちょっと今の清水委員のお話をお聞きしながら。

(北川議長)

では、太田委員。

(太田委員)

ちょっと思ったんですけれどね。要するに、こういったことをなくすために、抑止という言葉が出てまいりますよね。抑止というのは、申すまでもないと思うんですけれども、抑止の3要件があると思うんですね。すなわち、相手を抑止するための能力、それから相手を抑止する意図、そして抑止される側の認識というこの能力と意図と認識、これは安全保障上の抑止の観点の3要件なんですけれどもね。

今のこういったケースで抑止力をどう上げていくかということ具体的に考えなければいけない。抑止というのは、二つ考え方がありまして、懲罰的抑止、すなわちやられた場合には倍返しだと、半沢直樹じゃありませんが、相手方への懲罰ですね。懲罰阻止を高めるといふところの懲罰的抑止と、あともう一つは拒否的抑止という概念がございまして、仮に攻撃されても、こちらは大丈夫、不死身だと言いますね。

安全保障など、例えばミサイル防衛などは拒否的な抑止であって、懲罰的抑止というのは、私は核のことをずっと取材したり書いたりしているのですが、核でやられたら大量報復するという、そういう懲罰的抑止の概念がございまして、このケースは、だからこういったことが起きないように能力、意図、認識を高めながら懲罰的抑止力と拒否的抑止力のこの二つの機能をどう高めていくかというのは、結構私、このケースにもアプリカブルかなと思っていまして、と言いますのが、例えば今の懲罰の側面から言いますと、70万というのはあまりにも低いんですよ、もっと懲罰を高める。

そしてこれは、さらに懲罰の額だけではなくて、これは要するに税金によって支払われている国家公務員の違法行為に対して、我々の血税を使っているということをもっと世間に知ってもらう、そうやって懲罰能力を高めるということがまず一つあるかなと思いますし、拒否的抑止の場合ですと、不当に身柄を拘束された方、取調べを受けている方が、自分を守るすべですよ。それは、まさに二つ目のポイントの立会いであったり、あるいはわが身を守るために録音装置を備えること、これはミサイル防衛で、いくら厳しいつぶてが来ても録音していれば、後で見とおれという、そういうふうな拒否的抑止力を高めることにもなるかなと思ひまして、そういった懲罰性をどう高めて、その懲罰性というのは、単に金額の多寡だけではなくて、それをやるのが極めて日本の社会において、著しく不当な行為であって、そういった犯罪行為を、民事上の悪行ですけれども、ひどい場合は刑事に告発するしかないんですが、それだけ社会にダメージを与えている。棄損しているという認識をやはりきちんと抑止される側に高めるといふことをもっと検察当局、それから法務当局に訴えていくことによってその認識を高めさせる。抑止される側ということが重要かなと思ひました。

もう1点、付け加えますと、例えば、G7諸国でこの程度のレベルがまだ日本ぐらいなの

かどうか。他の6か国はどのような対応をしているのかということで、日本政府は結構G7と比較されると弱いですから、そういったキャンペーンをされるのも一つかなと。いかに後進国であるかという観点から、外圧を利用すると言いますか、そういったやり方も、メディア等への啓発をしていただくと、より分かりやすくなるのではないかなと思いました。すみません、ちょっと長くなりました。

(北川議長)

よろしいですか。では、林委員。

(林委員)

ありがとうございます。この件、「人質司法」という、日本の国内より国際的に問題になっていて、それが徐々に国内に返ってきているというような形なのかなと思っています。

今いろいろと制度的なお話がありましたが、警察や検察の方の啓発や教育というのは、どうなっているのか。例えば、警察官になるときに人権教育とか、ハラスメント防止教育、そして自分のポジションが市民社会に対してどういう権力を行使するポジションなのかなという教育をすることで、ある程度の抑止効果があるのではないのでしょうか。

例えば、さっきの女性に対して、ほとんどモノを言わせないというのは、それこそジェンダー間の権力についての教育などが必要です。そういういろいろな形での啓蒙がないと、どんなに規則や処罰をつくってもこうした問題はなくなる。それはおそらく、警察官になったあとの職業教育だけではなくて、小学校のときからの人権教育の必要性にも跳ね返ってくると思うんです。密室だったら何でもやっていいという、その意識が止まない根幹には、もっともっと教育が必要なのではないかと思うのですが、その辺り何か制度化はあるのでしょうか。

(坂口副会長)

そうですね。先ほど、少し触れました村木さんの事件があって、検察はあのときに自分で変えなければいけないということで、いろいろ教育もしっかりしますということや、最高検の中に監察の取調べに問題があったり、何か捜査に問題があった場合は、ちゃんと教えてくださいという制度を作ったんですね。

今年、それで日弁連の会長談話を一度出した件があるんですけども、ある件で取調べについて問題があったということで、最高検の監察の方に申入れをしたんです。申入れをしたところ、今度、担当の捜査側からそんなのダメだと、不服をいうのはダメだから取り下げろと、かつお詫びもしろといったような強い要請があったということで、日弁連の会長談話に経緯が少し書いてあるんですけども、検察は、村木さんの事件のときに一度きちんと再生をし、改めるということを一度、いわば対外的にも約束をしたのですが、時が経たからなのか、あるいは本質的には変わらなかったのか、結局はほとんど変わっていないというような状況だと思います。

今回の可視化にしても、立会いにしても、もちろん教育などはしっかりやっていくという前提はあるんですけども、先ほど私自身が捜査官の経験があるところで申し上げたこと

ろですが、どうしてもやはり誤った本能だと思うんです。教育を仮に受けていたとしても、目の前の被疑者がいると、どうしても自白をさせたいという意識が働いてしまったり、あるいは組織の中で、ある連載記事で今年在京の新聞が書いていただいたのがあるんですけれども、特捜部では、○×表みたいなのを付けて、A検事は自白を取ったので○とか、B検事は自白を取っていないので×とか。

(林委員)

星取表みたいな。

(坂口副会長)

そうなんです。星取表みたいなものを使ったりしているんですよね。だから、被疑者の人権に配慮したというのは、表向きは言うんだと思うんですけれども、刑訴法などについて一般的な教育というのはするんですが、実際に実務というか捜査でやっていることというのは、どうしてもそっちに流れてしまうと。

(林委員)

例えば、取調べができる資格のようなものをつくって、そうしなければ取調室で尋問ができないとか。人権テストのような、要するに一定のトレーニングをクリアしないと取調べはできない。それをしない人は違う仕事をしてくださいということは、できないんですかね。

(坂口副会長)

あるいは、教員免許の更新の制度と同じように。

(林委員)

昇進や昇格するときに必ず、クリアしなければいけない試験のようなもの。

(坂口副会長)

問題があった方は外すとか。

(林委員)

感情のコントロールの仕方、アンガーマネジメントなど。現場はできない理由はたくさんあるのかもしれませんが、そろそろやらないと、それこそ人権問題ですから、まずいのではないのでしょうか。

(坂口副会長)

はい、そうなんです。

(林委員)

できるところから、是非よろしくお願いします。

(坂口副会長)

ありがとうございました。

(北川議長)

他の方がいいがですか。Zoomの方どうですか。湯浅委員、どうですか。

(湯浅委員)

名指しいただいたので。喉を痛めておって声がガラガラなので聞きづらくて申し訳ない

んですけれど、先ほどの鳥羽の録音テープ、こっちで二次元コード読み込んで聞いてみました。とてもショッキングな内容で、先ほど国会議員さんがなかなか理解してくれないんですけど、こういうテープを聞いてくれると、やはりちょっと変わるという話がありましたが、百聞は一見に如かずではないですけど、やはりそれだけ力があるテープだなと思いました。

それで、どれぐらい見られているのかなとユーチューブを見たら、私が見たので2200ページビューということで、残念ながらほとんど見られていないんだなということが分かりました。聞いてもらえばすごくインパクトのある録音テープなんだけども、そもそも聞いてもらえていないと。ここのギャップをどう埋めるかというのが、世論形成上は大きいのではないかなと思ったんですけれど、べたべたな意見ですが、日弁連としてテレビCMを打ったりすることは考えないんでしょうかね。

今、何か民放のゴールデンタイムとかとなるとすごいお金がかかるとは思いますけれど、BSとか、そういうところで、私らの場合ACジャパンの広告ですけど流していただいたり、一般のNPOでも相当広告を流しています。何か億の桁がかかるとか、そういう話ではないので、何かこういうとてもインパクトのあるものをより多くの人に見てもらおうと思ったときには、若干費用をかけても見ていただくと。そういうところからどんどんSNSにあげられて、さらにバズっていくとか、何かそういう展開も考えられるのではないかなと思うんですけれど、とても司法内とか、国会内のパワーバランスを変えていくということは大事だと思いますけれど、やはり、社会的なバランスを変えていくという観点からは、ちょっとそういう一般の人に見ていただいて、これを2200ではなくて、220万ページビューぐらいにするんだぐらいの働きかけは、考えられてもいいのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。以上です。

(北川議長)

今の湯浅委員の意見いかがですか。

(坂口副会長)

まさに、それを今取り組んでいるところで、見える化プロジェクトのページ、是非ご覧いただければと思うんですけれども、ちょっと見づらいとか、いろいろな指摘などもありまして、アクセス数を上げるということと、それから内容をさらに充実させるということは取り組んでおります。

最近、日弁連X(エックス)等も出しているところがあるんですけども、大川原化工機事件に関する投稿がかなり、ちょっと正確な数字があれですが、5万ヒットぐらいしたというのがありまして、日弁連にしてはかなり多いほうなんですよ。

日弁連は社会的には本当に信念を持ってしっかり取り組んでいる人権のテーマがたくさんあるんですけども、これを世の中の方にいかに分かっていただくかというのが、本当に永遠のテーマでございまして、まさに今ご指摘をいただいたところ、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。

(北川議長)

Zoomの吉柳委員、お願いします。

(吉柳委員)

ありがとうございます。今の湯浅先生の発言にかぶせる形というか、同じ内容なんですけれど、私もこちらでオンラインで聞こえなくて、自分でアプリで聞いたんですけれども、一番最初、文春砲にリークしちゃえばと思っていたんですけれども、おっしゃるように湯浅委員と同じ考え方で、全然誰も見ていないんだということが、逆に大問題だなと思ひまして、さっきテレビコマーシャルは、という宣伝的な手法のアドバイスが挙がったと思うんですけれど、どちらかというとお金もかかりますし、15秒という尺だと、なかなかこの実態伝わらないのと、あといくつか事件を載せていただいていると思うのでいっぱいあるよというところを世の中に知ってもらわなければならないと思うんですよね。

TBSの福澤さんいらっしゃって恐縮なんですけれど、例えばフジテレビの日曜日にやっているザ・ノンフィクションみたいな1時間半ぐらい、こういうような実態を人に密着する番組とかあるんですよね。例えばNHKとか、そういうところに持ち込んで、先生方がそれを一生懸命世の中に告知して、こういうパワーハラスメントが実態起きているというところを減らそうという活動自体に密着いただいて、実態がこうで、できるのであれば公開してしまっただけがいいと思うんですよね。

そういう広く、分かりやすく言うとマスメディアで実態、ある程度尺のある理解が必要だと思うので、そういったことを広報活動して、多くの方に知っていただいて、ボトムアップの世論で、文春砲みたいなのが起きたら一気に見入っているみたいな形に変わるので、そういうアプローチがいいのではないかなと思って拝見しておりました。

(坂口副会長)

ありがとうございます。

(北川議長)

よろしいですか。では、井田委員お願いします。

(井田委員)

ご報告ありがとうございました。先ほどの鳥羽の警察署事件の音声を聞かせていただいて、これ在宅事件で、しかも対象犯罪も恐らく窃盗なので、本当に「対象外の外」みたいな状況に置かれている事件ですよね。

それで、今こうやって改めて14/52ページの対象事件、何が対象で、何が対象でないかというのを見たときに、裁判員対象事件のような重大事件ではないところでいったいどんな取調べが行われているんだろうと、ちょっと普通の人が聞くとドキドキしてしまうというか、戦慄の音声だなという気もしました。でも悪いことしたんでしょうがないみたいなことを思っている人もいらっしゃって、というような話も出ましたけれども、明日はあなたの身にも起きるかもしれないというアプローチで、何とかいろいろな人に知ってもらえないかなと思ひました。



先日、大川原化工機の役員の方が2階のクレオで話をされて、それが印象的だったんですけども、やはり取調べの中で、任意の段階でもメモを取らないでくださいと、あと録音もしないでくださいというようなことを言われると。その根拠がどうも分からなくて、別に逮捕されているわけでもないのに、何でそんなこと言われなければいけないのだろうかと感じました。そのお話によりますと、別に後ろめたいことをしているわけではなくても、何週間前にこういうことをしましたよねと言われても、手元に何もない状態で、正しい供述をすることはなかなか難しいと思います。

それから、捜査官から、以前言ったことと違うじゃないかみたいに言われると、それも記録が手元に何もないので反論もできないし、「そうかな」と思うと、やはり人間、弱気になって、強弱関係がどんどん広がっていくんだなというような、そういう取調べが密室である限り、そうやって仕方がないのかなと。どんなにトレーニングされた検事、警察官でも何となく攻撃性を増していくというのが、やはり人間なのかと思うたりしましたので、そういった深い、何というんですかね、人間ってそういうものだということから考えなければいけない問題なんだというような形で提起していただけないかと思いました。

最後に、弁護人の立会いについてなんですけれども、恐らくは、私も含めて多分メディアの人間は、取調べ状況の録音・録画が広がれば、違法な取調べはなくなると思っていたんですけども、録音・録画をしても違法な取調べはあるという新しいフェーズに来たという意味で、今主張を広げておられるのではないかと感じます。

現実的に、なかなか道は遠いのかもかもしれませんけれども、立会いが可能となった場合に、そういったキャパシティと言いますか、各地におられる弁護士さんたちで、立会いというのをできるだけ力があるのか。また、それは取調べを受ける人が弁護費用を払わなければいけないのかとか、そういったような議論はもうされているのでしょうか。

(坂口副会長)

まず、このポンチ絵の15/52ページのところに海外の国旗が書かれているんですけども、基本的に弁護人の立会いは、欧米や、アジアで言えば台湾や韓国でも行われていて、その国で弁護人が皆疲弊したり、機能していないかということ、全くそうではないんですよ。

実際に、日弁連も視察をしまして、今度11月1日に国選弁護シンポジウムというのがありまして、そこで発表もしますので、是非ご覧いただければ。

実際に、常に実施されているところの機能と言いますか、どういうふうに戻っているのかということと言いますと、まずいつでも立ち会えると、弁護人を呼べるということ自体が一定のけん制になっていて、三重の件も恐らく弁護人がいつでも来られるということになれば、あんな感じにはなっていないということがあると思うんですよ。

けん制自体の効果があるということと、それから機能的、実質的に言われているのは、立会いをいわば条件とする。取調べを受けるための条件とすることで、取調べ自体の時間がすごく短くなるんだろうということが言われています。

やはり、先ほどの7時間もそうですし、それから今週の「アエラ」で特集していただいて

いたんですが、袴田事件というのは、結局、連日12時間の取調べを勾留期間中ずっとやっていたということを記事にさせていただいたんですけれども、自白を取るために捜査官が必死にやるあのような取調べが、弁護人の立会いを条件とすることで、実質的には短くなるだろうということは言われています。

実際に今、立会い自体を禁止する条文がないので、この法制化のテーマと併せて、実際に実践してみようということで、今年度から本格的に弁護人が立会いを求める行動をして、それを支援する制度を、各地方の弁護士会が今規則を整備している状況なんですけれども、ここでも実際に何か破綻しているわけではないんですよ。ケースは少ないというか、捜査側の抵抗が激しいということが、一方では明らかになったのですが、実際に、いわゆる立会いというか、準立会いというんですけれども、そういう実践例などもかなり報告されていて、それから今、日弁連がやろうとしているところからすると、これが実際に実現しても十分成り立っていくであろうと、私自身はそう考えております。

(北川議長)

よろしいですか。

(井田委員)

ありがとうございます。ちょうど先週ですか、今台湾も諸外国の例で入っていますけれども、先週台湾の大法院で、取調べの弁護人の立会いについて、必要的にするように法改正という判断も出ていて、何だか近所の国でそういうことがあると、やはり考えなくてはいけないというか、どんどん遅れて取り残されていくのかなということを思ったんですけれど。

(坂口副会長)

そうなんです。本当に民主主義国家の中で、なぜか日本がどんどん遅れてしまっているというようなことが、アジアの中でも起きているんですよ。そういう状況です。

(北川議長)

先に太田委員。

(太田委員)

ごめんなさい、何回も。1点だけ、さっきの抑止力を高めるという概念で、この二つの可視化とこの立会いのことというのは、なかなかすぐさま普遍性を持った形で広げることは大変時間を要するし、国民のサポートがなければいけないと。

過渡期の措置として、抑止力を高める手段、例えばこれ三重県議会などは、どういうふうな反応したのかということですよ。

要するに、日本の司法権力というのは、選挙にさらされませんから、直接、アメリカと違って、司法長官を州単位で州民が選ぶという制度をとっていませんので、すなわちチェック機能がどこにあるかと言ったら、立法府しかないわけですね。

あとはもう一つは、国家公安委員会もある。行政機構ですけれども、こういったところでもう少しきちんと啓発と言いますか、いや、おかしい、ずれていることやっているんだよと、もっと議会は騒いだほうがいいわけであるし、基本的に本部長を吊り上げるぐらいでや

らなければいけないですよ。国民、県民のことを思いましたらね。

そういう立法府、議会のチェック機能との連携ということも、過渡期的な措置としては非常に抑止力を上げる一つの具体的措置になるのではないかなと思ひ、コメントです。

(北川議長)

よろしいですか。伊藤委員お願いします。

(伊藤委員)

恐らくこの可視化の話と立会いの話というのは、方法は同じなんですけれど、フェーズは多分かなり違うんだと思うんですけれど、特に録画などについては、録画したやつを結局、何にどう使うのかという話もあると思うんですが、例えば先ほど教育の話がありました。それから、監察の話もありました。場合によったら、さっき評価の話もあったと思うんですけれど、それそのものの案件についてどうしていくかという話と、そういう先ほどの意識教育というか、ベーシックな風土を変えていくみたいなのところに、この案件でどうしたとかではなくて、こういう行為がどうだということをお使いにならないのかなど。要は、私がお尋ねしたかったのは、録画したものについて当然全てについて録画するほうがいいと思いますが、そんなに録画すること自体大変なことでもないと思うんですが、なぜそれが嫌なのかということと、録画したものは一体どういうふうに使っていくのかということもあって、個別案件の話以外の、先ほどのいろいろなことを言われた、そもそもの組織風土改革のための必要なことに使っていくという側面は当然普通の企業だったらありそうな気がするんですけれど、そこについてはどんな感じなのかなと思って、ちょっとそれだけ確認させていただきたいなと思ったんですが。

(坂口副会長)

今お尋ねいただいた録音・録画をなぜ嫌がるかということと言うと、まさに捜査官の経験で言いますと、嫌だからという感じですね。そういうことだと思います。嫌だからというのは、結局そこにはある意味、後ろめたさというか、都合の悪さというのがあるんだと思うんですよね。

強引に自白を引き出そうとする。あるいは、強引じゃないにしても、事実上誘導して、自分の思い描いているストーリーでの調書を作ろうとする。特に、仮にそこで被疑者の方と一定の話をしたとしても、最終的に証拠になるのが調書なので、ある意味ずるい捜査官は、調書さえちゃんと取ればいいということで、ここでの被疑者との会話とは別に、調書ではなぜか自白しているとか、そういうのはよくあるんですよね。そういう過程は、絶対に録音・録画されたくないでしょうから、そういった意味で、録音・録画してほしくないというのは、本能的にはあるんだと思います。

ただ、むしろ、今、裁判員裁判対象事件や特捜事件で、録音・録画になっていますけれども、実際にこれで例えば殺人事件がすごく増えたかとか、そういうことはないですし、むしろ捜査側としても、適正な取調べをしているということをおいばきちんと分かってもらおうという意味で、録音・録画は捜査側にとっても、一定のメリットがあるのではないかなという

のが、これも私の意見ですけれども、というところがございます。

(伊藤委員)

その案件以外には、多分使われていないと思うんですけど、ある意味当然その匿名性は確保した上でさっきの、あるいは評価とか、そういったところには、使われてしかるべきではないかという、要はちゃんとしたプロセスを踏んでいるかどうかというのは、後でそれこそひっくり返される可能性も当然出てくるわけなので、そういうリスクを負うようなことをやること自体いいことではないということに当然なると思うので、そういうことも含めて考えると。

(坂口副会長)

そこは将来的な検討課題かもしれません。

(伊藤委員)

恐らく、そういうことが大事だよねと言わない限りは、個別の案件の話だけになってしまうので、さっきのももとの風土改革みたいな話に意味があると持っていかないと。多分録画などはできそうな気がするものですから、余計にそう思ったりするんですけど。

(坂口副会長)

プレサンス事件などは、国賠請求訴訟を起こされて、その証拠の中で取調べの録音・録画を使うかという話になっているんですが、ただ、確かに内部的な検証のためとか、あるいはほかの検証のために、という形では使われていない。

(伊藤委員)

特に国賠の議論になるのだったら、取り分け風土の問題、要は組織として責任を持つということに当然なるので、組織としてどういうふうな対応をしたのかという議論にしないと、個々の人そのものことだけをやっていてもものごと変わらないし、まさに税金を使うんですから、そういうことのためにだから使っていく、変えていくということを議論しないと、何か個別案件を一生懸命こうやって抑えていくというのでは、道が遠いかなという気がしたものですから、すみません。よろしく願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。浜野委員、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。途中での何かございましたら、どうぞ。

(浜野委員)

遅れまして、失礼しました。先ほど参加したばかりですので、この内容は、書面でしか拝見できていないのですけれども日弁連のお出しになった意見書には、もっともなことが書かれているのですが、改めてまだこんなドラマのようなことがあるのだという驚きもあります。警察が取調べにおいて人格を否定したり被疑者を罵倒するようなことがあってはならないことです。そのようなことをなくすためには、警察が組織として内部で徹底して取り組む必要があります。

昨今はどこの組織でもモラハラとか、パワハラとか、1年に1回は必ずハラスメント防止

研修している、それでもなくならず、発生すればその都度更にまた研修して、組織として徹底してなくそうとしている状況です。警察も組織として研修してなくそうとしているはずですが、このような事例が出ているのであれば、その研修が浸透していないということですから、やり方を工夫して徹底して取り組んでもらわなくてははいけない。また、取調べにおいては記録も取れないということですが、長時間いろいろ自分が喋ったことを後で明確に覚えているのも容易ではないことも多々あると思いますが弁護人の方に立ち会っていただくという権利もないというのも改善すべきだと思います。

日弁連がこういった事実を踏まえた意見書を出すことで、多くの方が知ってこれを改善しなくてははいけないと思われるはずですが、広く知っていただくということがもう一つの課題かと思います。

ですので、先ほどからご意見が出ておりましたが、テレビ番組や新聞、ネット等メディアで取り上げていただくとか、そういった工夫をもっともっていただかなくてははいけないと思いました。

(坂口副会長)

ありがとうございます。

(浜野委員)

研修はやっておられるのでしょうか。

(坂口副会長)

捜査機関の中では、恐らく一定の研修はあると思うんですが、ただ、それは多分、先ほど申し上げたいいわゆる建前的な研修なのではないかなというふうには、推察ですけれども思っています。現実にひどい事件がたくさんありますから。

(浜野委員)

やっているのですが、徹底してできているのかどうか。むしろ、捜査機関だからこそ徹底してやらなくてよろしいのでしょうか。組織として。

(坂口副会長)

そうですね。全く同感でございます。

(北川議長)

では、林委員。

(林委員)

質問なんですけれど、職務質問を受けて、警察に連行された際、自分にどういう権利があるかということ、市民がどこまで自覚しているかということ、疑問に思います。例えば、海外の場合は、人権教育が普及しているので、対抗するパワーを教育の中で身に付けている人が割と多いんですけれど、日本の場合はなんかしょうがないな、お巡りさんが来ちゃったみたいになってしまう人も多いと思うんですね。

例えば、街頭で啓発活動をする、あるいはこういうことがあったらこの弁護士のこういうところに電話してくださいとか、あるいはホットラインとか、そういう市民への啓蒙・啓

発活動は、やってらっしゃるんですか。市民も人権リテラシーを身に付けるべきだと思うのです。

(坂口副会長)

そうですね。広い意味での啓蒙活動というのは、やっている部分もあるんですが、ただ、それが割と広く浸透しているかという、そうではないかもしれないですね。

日弁連も法教育というテーマで、ちょっと議題からはずれるかもしれませんが、人権とか、いろいろな権利を守ろうとか、そういうところはあるんですが、今おっしゃっていたようなまさに身を守る権利といいますか、刑事手続の中での黙秘権のこととか、そういうのを広く大きくやっているかという、それはまだ行き届いていないと思います。

(林委員)

社会には弱いグループというのがいると思うんですよね。特に、そういう方たちに接する人たち、ケアをしている人たち、そして学校、そういうところに、啓蒙用のパンフレットや、財布に入れられるカードなど、そういうものをつくってはどうか。

それとはちょっと違うんですけども、やはりこうしたことは非日常なことです。なので、皆、私には関係ないと思っているから、たとえ法が改正されても、あまり私には関係ないし、逮捕される人はやはりどうせ悪いことをやっているんじゃないかという話になってしまいがちです。しかし、全員が難しいとしても、社会的に弱いグループから、日弁連の方がきちっと教育というか、啓発していく。さらにそういう人に差し伸べているNPO、NGOとかにも教育する。そうやっていくと、やはり全体的に少しずつ日本社会に権利意識が育っていったらいい連鎖ができるかなと思います。

(坂口副会長)

ありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。福澤委員、初めてでございますけれども、感想なり、何かご意見ございましたらよろしくお願いします。

(福澤委員)

まず私がびっくりしたのは、これまだ録音・録画って全部やっていないんだという、当然やっているんだろうなと思うんですね。多分一般市民の人たちは、皆やっていると思っています。

あと先ほどの音声、あれは僕はあんまりびっくりしない、すみません。やはりユーチューブとか見ていると、強烈なのが多いじゃないですか。あれぐらいの音声を聞いても、あまり若者は響かない。それより、録音・録画は、義務化されていると思っているから、日本ではそれはなされていません、日本だけまだされていませんというのは響く、そこを突っ込んでいくと。

(坂口副会長)

そうですね。

(福澤委員)

これをどうにかするには、やはり大変ですよ。検察官の人なんか超一流大学出てね、プライドも高いし。警察官の人たちは意地もあるし、そこらへんをどう動かすか。大衆を動かすしかない。何かこんなひどいこと行われていますよという前に、日本は録画・録音もされてないんですよということが訴えられると、何か僕もお役に立てればいいんですけども。

(北川議長)

ありがとうございます。河野副議長。

(河野副議長)

本当に一言だけ。悩み多いというか、なかなか深い問題だなと思って伺っておりました。私、消費者トラブルのことを考えると、消費者トラブルって意外に社会の共感を得られないんですよ。だって、そんなのに引っかかるから悪いんだと、ちゃんと気を付ければよかったのではないかと。

これもそこにちょっと通じるものがあると思っていて、世の中の何というんでしょうね、国民の意識の希薄さといいましょうか。やはりこの問題に対して共感ができにくいと思うんですね。だって、犯罪の被疑者なんだから、そのところをやはり打破していかないと、なかなか厳しいかなと思って話は伺っておりました。

ただ、このままでいいことは全くなく、今回の袴田さんの事件ですとか、様々事実というのをやはり社会に向けて、ちゃんと発信していくべきだと強く思ったところです。

それから、見える化プロジェクトも、もうちょっとカウント数を増やさないといけないと思いつつ、でもやらないよりはやっていくということは大事だと思いますし、それから日弁連だけでやるというよりは、他の例えば清水さんのところとか、いろいろなところと一緒に、やはり問題、共通の土台というのは、どうやって探すかもありますけれども、そのところを単体でやるというよりは、やはり社会のマスを埋めていく感じで、運動というのを進めていくべきではないかなと思いました。

本当に、日本は人権に対する敬意と配慮が欠けていますし、倫理観というのも何かちょっと前はあったかもしれないんですけども、今は何となく隣の人も関係ないみたいな形で、どこ吹く風みたいな状況になっていて、そういうふうな社会の温度感というのをもう少し上げていかなければいけない課題かなと思って伺っておりました。ありがとうございます。

(北川議長)

よろしいですか。大きな問題で、大変ご苦勞いただいているのですが、会長、これはなかなか大変な課題だと思いますが、一言どうぞ、おまとめいただけたら。

(瀧上会長)

本当に、見直しをしようというところで、在り方協議会が協議されているのですが、なかなかその拡大に向けた前向きな状況ではないということで、日弁連としては総会決議も上げましたし、皆様にもこうやって知っていただいて、あるいは見える化プロジェクトでビュ

一が少ないという話が出ましたけれども、やはり発信をしていかなければいけないということで、今回も市民会議の先生方にお示しをしたというところでございますので、いろいろなアイデアをいただきました。

どこまで踏み込めるかなというふうにはひとつひとつ思っておりましたけれども、今後とも担当の副会長共々取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。いろいろな難題もいっぱいあると思いますけれども、どうぞ外部への発信も含めて、広範囲なお取組をいただけたらとお願いをしたいと思います。

### 議題(3) 公益通報者保護制度の充実に向けた取組について

(北川議長)

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。「公益通報者保護制度の充実に向けた取組について」、まず日弁連執行部の大神副会長、よろしくご説明のほどお願い申し上げます。

(大神副会長)

日弁連の消費者問題対策委員会を担当しております副会長の大神と申します。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、着座にて失礼いたします。

「公益通報者保護制度の充実に向けた取組について」という議題でございますけれども、配布資料は、この当日机上配布資料の表紙に記載してありますとおり、81-2-1から2-5まで、21ページ以下でございます。

まずは、公益通報者保護法が当初制定されたときの旧法と言わせていただきますけれども、旧法とそれが改正された現行法との違いについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

一番最後のページ、52/52ページをご覧ください。この公益通報者保護法は2004年、平成16年に成立・公布いたしまして、2006年、平成18年4月1日から施行されております。

その後、現行法である改正法は、2020年6月に国会で成立いたしまして、約2年後である2022年、約2年前の6月1日から施行になりました。

それで、一番最後のページの公益通報者保護法の概要という標題の資料は、右上のほうに、資料番号の下に小さく記載がございますけれども、消費者庁で法改正の検討が始まっておりまして、その第1回の公益通報者保護制度検討会で今年の5月7日に配布された資料でございます。

「1 目的」の欄をまずご覧ください。公益通報者保護法の目的は、旧法も現行法も変わりはありません。公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効と、並びに公益通報に関し、事業者及び行政機関が採るべき措置を定めることによりまして、公益通報者



の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することにございます。

次に、「2 公益通報」の欄をご覧ください。保護の対象となる公益通報者は、旧法では労働者に限られておりました。ところが、それでは不十分ということで、現行法改正法では、労働者に加えまして、法人の役員、それから1年以内の退職者が加えられました。

また、2の欄の4番目の○のところに「刑事罰・過料の対象となる不正を」という記載がございますけれども、これを通報対象事実と法律用語では申しますが、通報対象事実とは、旧法では刑事罰の対象となる不正行為、すなわち特定の法律に違反する犯罪行為に限られておりましたけれども、現行法では行政罰である過料の対象行為も加えられるに至りました。

さらに、「3 保護の内容」の欄をご覧くださいいたしたいんですけれども、保護の内容といたしましては、旧法では、解雇の無効と降格・減給、その他の不利益な取扱いを禁止しておりました。現行法はそれに加えまして、公益通報によって損害を受けたことを理由として、事業者が公益通報者に対して損害賠償請求をすることができない旨の定めが置かれました。

このように改正された理由といたしましては、リコール隠しや食品偽装など、近年、社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たないため、内部通報を促し、早期是正により、被害の防止を図る必要性が高いこと、そのため通報を行う労働者を一層保護するとともに、公益性を確保することにも重点が置かれる改正内容となりました。

残された課題は幾つかございますけれども、そのうち最大の課題は、不利益処分、保護の内容として、公益通報した労働者を不利に扱ってはならないというのがございますけれども、このような不利益処分禁止に対する実効性をいかに確保するかにあると言われております。

通報者に対する事業者の正当な人事権の行使との判別の難しさなどから、改正法である現行法では不利益処分禁止違反に対する行政措置や刑事罰の導入は見送られておまして、現在、今その点が問題になっております。

次に「4 通報先と保護の条件」という欄をご覧ください。まず、その前提といたしまして、公益通報となる通報の範囲ですが、通報には様々なものがございますけれども、法律で特別の保護を付与するに当たっては、どこかで明確な一線を引く必要がございます。

そのため法は、公益通報という概念をつくりまして、名称如何にかかわらず公益通報となる条件を備える通報だけを保護の対象としております。

この公益通報というものは、刑罰や過料の対象となり得る行為の通報に限定される一方、この4番のところ、内部通報のところにも小さな字で書いてありますとおり、上司に報告することも内部通報となると考えられております。

公益通報には、大きく分けましてその事業者自体に対する通報である内部公益通報、あるいは1号通報とも言いますが、それと事業者の外部への公益通報、外部公益通報と呼ばれておりますけれども、その二つに大きく分けられます。

そして、外部公益通報は、さらに権限を有する行政機関への公益通報、このことを2号通

報と言いますけれども、それとその他の被害の発生、又は拡大の防止に必要と認められる者への公益通報、一般には報道機関などこれらの公益通報は3号通報と言いますけれども、この2号通報と3号通報に分けられます。

通報先が内部なのか行政機関なのか、報道機関等などであるかによりまして、労働者等が保護される要件が異なりますので、その点をご説明させていただきます。

4の欄の右側のところに保護の条件、通報先により異なるという記載がございますけれども、通報者が労働者や退職者の場合について、ご説明を差し上げます。

まず①の事業者、内部通報の場合には通報者が不正があると思料すればよいという要件になっております。

次に、外部通報のうち権限を有する行政機関に対する通報、2号通報の場合には、不正があると信ずるに足りる相当の理由がある場合。例として、目撃したケースとか、証拠がある場合など、又は不正があると思料し、氏名などを記載した書面を提出する。そのいずれかの要件を満たせば保護されると定められております。

最後に、報道機関等に対する3号通報の場合は、行政機関に対する通報の場合とはちょっと異なりまして、不正があると信ずるに足りる相当な理由があることに加えまして、次の事由があることも必要でございます。その例としまして、そこに小さな字で記載してございますけれども、内部通報では解雇されそうなケースとか、生命、身体への危害、財産への重大な損害が発生しそうな場合、そういった厳しい要件が課せられております。

こういった要件を揃えた場合に、はじめて公益通報として保護されることとなります。その保護の内容は、先ほど申し上げました3の欄、記載のとおりでございます。

さらに、5の欄でございますけれども、事業者には内部通報を受け付ける体制整備義務がございます。三つ〇がございますけれども、事業者には内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等、窓口設置、従事者の指定、内部規程の策定等を義務付けております。

それから、体制整備義務違反等の事業者には行政措置、助言であったり、指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表、こういったものが定められております。

それから、1番目の〇に出てきました従事者、内部調査等の従事者に対しましては、通報者を特定させる情報の守秘を義務付けまして、守秘義務に違反した場合には、30万円以下の罰金が科されることになっております。

以上が、現行の公益通報者保護法の内容でございますけれども、一番下の欄にございまして、附則の第5条におきまして、施行後3年を目途として、新法の施行の状況を勘案しまして、検討を加えて必要な処置を講ずると定められておりまして、その検討が冒頭に申し上げましたこの資料の資料番号の下に小さい字で記載されております消費者庁の公益通報者保護制度検討会において、検討が今なされているところでございます。

以上が、現行法の内容と改正について、消費者庁の検討会で検討されているということをご説明いたしましたが、その検討会に対しまして訴えかけるために日弁連といたしましては、今年の8月22日付けで「公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書」

を採択いたしました。

21 / 52 ページ以下をご覧ください。意見の趣旨に沿って、ご説明させていただきますけれども、まず1番目が通報者に対する不利益取扱い、すなわち解雇等の不利益取扱いをしたことに対する行政措置及び行政措置に従わない場合の刑事罰を設けるべきだということ。さらに、不利益取扱いをしたこと、そのこと自体に対する直接の刑事罰を設けるべきではないかと、そういう提言をいたしております。

2番目といたしましては、公益通報をしたことを理由として行った解雇その他不利益な取扱いについて、因果関係の立証責任を事業者に転換する法律上の規定を設けるべきであるという提言をさせていただいております。これは、解雇の効力等を争って訴訟になったときに、労働者側といたしましては、公益通報をしたことを理由として解雇がなされたんだということを立証する必要があるがございますので、それを公益通報を理由とした解雇ではないということを逆に事業者側が立証しなさいと、そのような制度が必要ではないかという提言でございます。

それから、先ほど説明いたしましたとおり、例えば行政機関に対する公益通報の場合でも、不正があると信ずるに足りる相当な理由があることが必要でございますので、一定程度の不正を証明するような資料が必要になってまいります。

そのような資料を収集する行為、そのことについて、事業者が損害賠償請求をしてくることがございますので、保護される公益通報のための資料収集行為を理由とした損害賠償請求を一定の要件の下で制限する明文の規定を設けるべきであるという提言をさせていただいております。

それから、通報者として保護される主体、対象として、現在では労働者と1年以内の退職者、それから役員が挙げられていますけれども、その他に取引先事業者も含めるべきであるという提言をいたしております。

それから、5番目として、事業者の体制整備義務というものが課されているということを申し上げましたけれども、体制整備が多くの企業でまだ実現されていないところでございまして、事業者の体制整備義務違反に対する是正命令、それから是正命令違反に対する刑事罰を設けるべきである、このような提言もさせていただいております。

それから、内部通報ですと、どうしても、特にその不正を知り得る人間が非常に限られている場合は、すぐ誰が通報を行ったかということが分かっけてしまいますので、外部公益通報受付窓口の設置を推奨すべきであるという提言をさせていただいております。

それから、7番目でございますけれども、行政機関への通報、2号通報につきましては、労働者等にとって身近で有用な制度として、事業者及びその従業員らに対して周知・啓発を図る政策をより一層充実させるべきであるということと、4番目の通報先と保護の条件のところ述べました氏名などを記載した書面を提出しなければならないわけですがけれども、それを匿名でも良いようにする。継続的に連絡を取り合うことのできる連絡先と規定をして、匿名による通報も保護するように改正すべきであるという提言をさせていただいております。

ります。

最後に、8番目といたしまして、報奨金制度等の公益通報にインセンティブを付与する制度を導入すべきであること、以上のような8つの趣旨の意見書を発出させていただいております。消費者庁のこの検討会に日弁連からも委員を出しております、この委員を中心にこの検討会で、このような意見の趣旨を実現するべく頑張っているところでございます。私からの報告は以上でございます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。それでは、各委員の皆さんから、ご質疑をいただきたいと思いますが、消費者庁でございますので、河野副議長からどうぞ、ご発言というかご意見等お願いいたします。

(河野副議長)

伊藤委員が消費者庁長官でいらっしゃいましたので、と思うんですけども、では消費者側から一言だけ。

(北川議長)

その次、伊藤委員よろしくをお願いいたします。

(河野副議長)

伊藤委員は行政庁の長の側からこの法律を見ていらっしゃいましたし、私は消費者として、社会の中からこの法律を見させていただいていました。何度か改正があり、より精度が高まって来たとはいえ、まだまだ今回の日弁連の意見書にあるように、この制度が完全なものと言いましょ、不足しているところが多いということで、改めてそれは理解したところでございます。

兵庫県の事例もありますし、本当に勇気をもってと言いましょ、大きな決意をもって、やはり社会に課題を明らかにしようとした人が、最終的には不利益を被るような状況というのは、やはり許しがたいと思います。何とかしなければいけないという感覚は強く持っているところですけども、やはり法律の理解というのがなかなか進んでいないのかなと思っています。

社会の健全化、公益と言われてますから、社会その事業者のガバナンス、コンプライアンスの問題が、やはり健全な社会を阻害していると広く捉えればいいんですけども、なかなか一消費者、それから消費者団体においても、こういった取組の実質的な効果みたいところを実感したり、それからこの法律がもっともっと社会の中で役に立つような力を持つというか、機能するということに対して後押しをするような機運というのは、まだまだ醸成が実はできていません。

今回、こういうふうな大きな注目を浴びています。本当はどうあるべきだったのか。何が問題だったのかというのは、今回のこれを一つのきっかけとするには、あまりにも痛ましいし、心苦しいと思いつつ、でもこの機を捉えて、やはり社会の中でしっかりとこの問題に向き合っていかなければいけないと改めて思っているところです。

(北川議長)

ありがとうございました。伊藤委員、よろしくお願いします。

(伊藤委員)

ここでの令和2年の改正というのは、私が長官のときにやらせていただいた政策で、大変懐かしく見ているのですが、そのときもなかなか、消費者庁の法案はどれもそうなんですけれど、出すまでに非常に苦労して、出したら出したで怒られるという、そういう大変苦しい話があるんですが、実は、この公益通報者保護法も相当苦労して出しました。

ただ、これは出してから叩かれるというより、出すまでの間に、相当中で守秘に関する罰則が、自民党の中の消費者問題調査会の中でいろいろ追加されたりして、比較的中でもまれて出された法案だと記憶をしているので、幾つか足りない部分がたくさんあると、ここで言われているようにあると思うんですが、あのときは結構、あれでぎりぎりだったかなとは思っています。

公益通報などに関して言いますと、経団連、経済界のほうは、昔はとにかく全部反対みたいな感じだったのが、細かい具体の運用のところでは分からないから嫌だというのが多いので、そこはひとつひとつ整理していけばいいのではないかと思うのですが、日弁連の中で、消費者庁が体制が厳しいといったことに関してだけは、一つだけ言い訳をさせていただきたいと思っています。

消費者庁はご案内のとおり、比較的できて新しい省庁ですが、それぞれの法律というのは皆、手足は例えば景品表示法であれば公取が、それから特定商取引法においては経産局の地方支部局がやっていて、ところが公益通報者保護法は実は全然何も手足がない状態で、本省だけで対応すると実はなっています。変な言い方ですけどしばらく寝ていた法律というか、あまり動いていなかったというところもあって、これは恐らく労働法制とセットでやればいいじゃないかとここでお書きになられていて、そのとおりだと私も思いますが、労働法制のほうは労働部局のほうでも、いろいろなハラスメント系のいろいろな時間管理の話とか、新しい宿題がいっぱいあって、そんなよそのところの仕事までそんな面倒を見ている暇は正直言ってない、大変厳しい状況であるというふうに実は言われて、なかなか連携というのも難しい。

本当は、これは消費者法制なのかと言われると、消費者？みたいな感じが恐らく思うので、恐らく消費者団体の人も、うんと思うような感じで対応をされていると思うんですけど、ですから、書かれていることはそのとおりですし、当然そのできないことを体制のせいにするのではなくて、本来はできるような体制にすればいいではないかという議論に当然なると思うんですけど、実態としては大変厳しい状況で、だから非常におそれているのは、制度はできるけれど、絵に描いた餅になるのではないかと。この法律改正をして、はじめて公益通報担当参事官室ができたり、組織も充実したり、ちょうど法改正をした後、そういうことになったりしたわけですけど、もともと消費者庁自体が400人いるかどうか、今食品とか来て、だんだん増えてはいますけれども、何かそういう状態の中で、なかなか現

場をどこまでやっていくかというところが実はあるので、動くような、ワークするようなものにするためにはどうしたらいいか。

そういう意味で言うと、より企業側のほう、あるいはたくさんあった企業の団体の方とか、他の外部の消費者系の団体でもいいんですけど、消費者系の団体というよりももっと労働法制のほうになるような気がしますけれども、何かそういうところでサポートの仕組みも併せて考えていかないと、恐らく法律はできるかもしれないんですが、ワークするのかわというところが大変問題で、それについて責任を持とうと思うと、つい何とというか、それでは私はできませんみたいな話になって、お前何言っているんだと怒られるという、そういう実は構造になっているということは、少し言い訳ではありますが、併せてできればお考えいただける、あるいは日弁連としてもご協力を賜ればなと思っています。

最近起こっている事案に関して言えば、法改正以前の問題がそもそも多いような気がするのですが、その法律を改正したらどうかというところは、ちょっとあるかもしれませんが、そもそも企業自体のコンプラとかガバナンスというのが非常に大事だと言われている中において、一般的に言えば、双方向の意識共有ができていない組織に起きやすいような、公益通報そのものの制度は、もちろんいるんですけども、もともと起きやすい土壌みたいなのはどういう場合かというところ、一部の上の人がすごい権限を持って、誰もものを言えないみたいな、要は下からの意見が上がりにくいとか、あるいはチームで議論するという習慣がないとか、何かそういったところで実際は悲惨なことが起きているような気がするのですが、公益通報そのものの法案の議論というのは、是非これは進めていくべきことだと思うんですが、併せて、そういうことについても、恐らく先ほどと似ているところがあるんですが、体質改善みたいなものをしないと、法律だけでいろいろなことをやるというのは限界があるのではないかなど。それはやはり風通しのいい組織風土だったり、お互いがちゃんと議論し合うというようなことが大事なのではないかなというふうに思っている次第です。すみません、感想めいて。

(北川議長)

何かございますか。

(大神副会長)

すみません、私のほうから。50/52ページなんですけれども、これは内部通報制度に関する就労者1万人アンケート調査の結果についてということで、今年2月に消費者庁から発表されたものでございますけれども、その調査結果③と書いてある数字でございませけれども、上のほうに、黒ポチが二つございませますが、その下の方に相談・通報に際しては、匿名を希望する割合が高いというアンケート結果が出ているのですが、先ほど日弁連の意見書の意見の趣旨の中でも、2号通報については、匿名でもいいのではないのかというような提言をさせていただいたのでございませけれども、現行法へ改正する当時そのような議論があったのでしょうか。

(伊藤委員)

議論は、匿名の議論ではなくて、むしろ濫訴をどういうふうに止めるんだという議論がすごくあって、もともとハラスメント自体も、ものすごく何というか、単に仲が悪い人を陥れるとか、そういうのがいっぱいあって、ややハラスメントの調査部局のほうに疲弊しているというようなところもあり、濫訴をどういうふうにしてくれるんだという議論が多かったんだと思うんですね。

恐らくその中で、匿名じゃないほうがいいとか、悪いとか、議論があったかもしれませんが、とにかく義務付けとか大きいところのほうに、大骨のところをやるだけで結構実は大変だったので、ある公共団体には明確に反対までされましたので、義務付け自体にですね。信じられないことですが、俺たちはちゃんとやっているのに、何を義務付けなんて俺たちに言うんだと言って怒られたりもしたぐらいだったので、ですから、そういう細かいところの議論はできていないと思うんですが、恐らく、心配なのは濫訴をどうしてくれるんだというのに対して、いろいろな、だけどその中に真実が当然あるわけですから、そこをどういうふうに調和させるかというのが一番の議論なんだと思います。匿名自体は、別に匿名にしてはいけないという議論はないと思うんですが、恐らくそれがおそれられている議論なのではないかなと思います。

(大神副会長)

今月11日の朝日新聞の記事によりますと、虚偽の通報をした濫用的通報者への罰則の新設などが、経済界から求められているという報告がございますので、やはり同じようなことがあったのですか。

(伊藤委員)

多分、バランスを取ってくれないと、何かそういうことを変な言い方ですが、ひたすらやるような方もそうはいってもいるので、それにちょっと手がかかると、本当のところが見えなくなるのではないかというお話はずいぶんいただいたので、そういう議論は多分出てくるのではないかなと思います。

(大神副会長)

ありがとうございました。

(北川議長)

浜野委員お願いします。

(浜野委員)

すみません、少し今の議論にも関係しているんですけども、例えば、今回の痛ましい兵庫県的事件などを見ていますと、あれが公益通報になるのかどうかというところが、前段であるように思います。公益通報になるということ、どこが判断するかということも少し問われて、あれは本当は百条委員会の調査を待つべきだったのかもしれませんが、知事としては、誹謗中傷だということで、県庁の中で処分してしまった結果、ああいうふうになったということなんですけども、その誹謗中傷も確かに非常に多いと思いますので、そういう誰がどういう機関で認めていくのか、調査するのかといったところをしっかりと決めて

おかないと、また今回も非常に知事側の意見は違法だと思っていないと。多くの方は、やはり行き過ぎだと思ってらっしゃるということですのでけれども、調査がされていないということなので、その辺はこの意見書の中にも盛り込まれているのでしょうか。

(大神副会長)

その点は盛り込まれておりません。兵庫県の問題に関しましては、私も事実関係について報道で知る限りであり、しかも全ての報道を把握していません。兵庫県は、いわゆる2号通報先でもありますので、1号、内部通報と外部通報の2号通報先という二つの側面を持っていると思います。それが混同された議論がなされているのではないかというのが、私の感想でございます。内部通報として見れば、それは相当の理由があるかどうかということは問題になりませんので、これは当然に公益通報であったと私は考えております。

(浜野委員)

報道機関のほうに先に言っているわけですね。それで百条委員会の調査を待たずして措置されたといったところが、公的機関なのにかがかなという気はするんですけども、もっと小さい企業の場合に、企業で内部通報しても、これは誹謗中傷だと片付けられてしまうのか、そういったような誰がどう判断していくのかといったところは、非常に気になる場所でした。

(北川議長)

よろしいですか。ご意見ございましたら、どうぞ。井田委員。

(井田委員)

私も兵庫県の事例で気になるなと思って、やはりこういう市民の側から見ると、こんなことが起きると、やはり通報してろくなことないなということが、まず先に立ってしまって、すごく今モラルハザードというか、ちゃんとあなたには、また通報した人には、こういう権利があつてということを伝えていかなければいけないなと、私ども報道機関としてそういう役割を持って、果たしていかなければいけないなと思っていますところでは。

質問は、自治体に今勤務されている弁護士もかなりの数のぼっていると思うのですが、要するに、地方公共団体に法の支配というのが意外と及んでないんだなという感想を持っているんですけども、こういった自治体で働いている弁護士というのは、公益通報のような業務に携わっておられたりするものなのか、自治体で果たしてどのような役割を担っているのかということをお聞きしました。

今回、兵庫県でどうだったということは分かりませんが、そういうところで力を発揮してほしいなと思ったものですから、お聞きしたいと思います。

(大神副会長)

詳しいことは私も承知しておりませんが、私は福岡県弁護士会の所属でございます。昨年度は会長をしておりましたが、各自治体にもご挨拶に伺いまして、任期付き公務員を採用してくださっているような自治体の市長さんとか町長さんなどに対して、任期付き公務員はいかがですかというお話を伺いますと、情報公開請求とか、そういうことに非常



に役に立ってもらっていて、非常に有り難いというなお話を伺ったことはございますけれども、あまり自治体に対して公益通報があって、そのことに関していろいろ頑張ってもらっているというなお話は、私自身は聞いたことはございません。

(北川議長)

いいですか。他はよろしゅうございますか。Z o o mの方よろしいですか。

(清水委員)

そもそもこの意見書が出ている理由は何なんですか。3年後の見直しのために出しているのですか。

(大神副会長)

そうですね。この最後のページの資料は、消費者庁に設置されている、公益通報者保護法をまたさらに改正する検討会で配布されたものでございまして、今年の5月7日に第1回検討会が開催されております。その検討会に日弁連の担当委員会から委員が出ております。

その検討会に日弁連から然るべき意見を言うために、この意見書は発出している、そういうことでございます。

(清水委員)

ですよ。今兵庫のことは入っていないですよ。

(大神副会長)

入っていません。

(清水委員)

しかし、22/52のところは5行目から、株式会社ビッグモーター云々と書いてあるじゃないですか。ここの真ん中辺りに、適正手続を無視した降格処分の頻発だとか、コンプライアンス意識の云々だとか書いているじゃないですか。こういうくだりがあるのに、兵庫の話が全く触れられないというのは、一市民とすれば、どういう感覚ですか。

3年後の見直しのことなので、あのときに不十分なところがあったから、その改正だけを弁護士会として言うので、他のことはないですよというのか、コメントのしようがないというか。でも、こういうふうにも書いてあるところがあるじゃないですか。

要するに乱発した降格処分とあって、これはまさにあの人も調査されないまま処分されているということ、公益通報のことはこれだけ今問題になっていて、3年後の見直しで今マスコミに出ているわけではなくて、あのことで出ているのにそのことに触れていない。でも日付を見ると、8月22日付けじゃないですか。

あの事件があった後に出しているのに、そのことがないというのを、何かどうも意見の言いようがないというか、市民感覚ですよ、市民会議で市民の感覚で言ってくれというので、私はいろいろあります。こういうのをやると情報公開請求で、どんどんどんどんやって、その企業が動きづらくなっちゃうとかという、私も連合なので様々なそういう例があって、こういう法律は逆にどうなんだとか、いろいろあります。カスハラなんかのことも、逆もあるので、そういうのがあるんだけど、少なくともこれだけ公益通報制度というのをみんな、

若い人も聞いているのに、これに何も書いていないというのが、ちょっとやはりタイミング的にも何かどうなのかなと。

(大神副会長)

ビッグモーターの件に関しましては、この意見書を作成した段階では、既に第三者委員会の報告書なども出ておりましたけれども、兵庫県の問題に関しましては、まだ調査中で報告書なども出ておりませんでしたので、触れたくても触れられなかったというのが実態でございます。

(清水委員)

ただ、弁護士いろいろな人がいるからあれですけど、あれも弁護士に相談したら、法令上問題ないですという弁護士の言葉も受けてやりましたと知事が言っているじゃないですか。私も知りません、報道しか見ていませんから。そういうところに対して、何も言わずにこれを出しても、何かどういう感覚しているのかなと。逆に言えばまだ何も出ていないので出しにくいのかもしれませんけれど、そういうふうなところは、やはりちょっとまさにタイミングで言うと、すごく悪いかなと。

ここに書かれていること、そういう法改正が必要だという当時の長官の方もいらっしゃるので、足りないところがあつたというそれは分かるので、それは是非3年後の見直しですから粛々とやればよいと思うんです。その感覚は、やはり一般市民から問われると思いますよ、弁護士会として。この後、何か出た後に、どこかで何かあの件に関して弁護士会、日弁連が何か声明とか出されるのだったらいいですけど。

(淵上会長)

意見書というものは理事会で諮らなければいけなくて、理事会での基本的な考え方がここで示されますので、その後、同じような事案が生じてくれば、あるいはこれについて今日も追加で出てくるかもしれませんが、意見書に基づいて会長声明というのは、いくらでも今までやってきたことなので、新しい事件に関してそういうことは十分にあり得ると思っております。

もう一つ言うと、この公益通報者保護法検討会の中で委員が新たな事象に対して、コメントしていくということも十分にあり得ることで、あくまでもこの考え方に基づく日弁連の方針というものを示すという意見書でございますので、ちょっとその問題が書かれてなくても、こちらとしては新たな事象にどんどん対応していくというつもりでおります。

(北川議長)

よろしいですか。それでは、副会長ご説明いただきまして、ありがとうございました。

議題(4) 次回の日程について

(北川議長)

これで本日の議題は終わりましたが、次回、第82回の市民会議につきましては、来年1月の開催を目途に事務局において調整中ということでございますので、追ってご連絡をさ

せていただきます。

他に、何かございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議事としてはこれで終了させていただきますが、ちょっと私事にわたりましてすみませんが、私も寄る年波に勝てませんので、弁護士会の皆さんにもお願い申し上げて、長い間お世話になりましたけれども、議長を退任させていただきたいということでご了解いただいてこれをもって退任をさせていただきます。至りません議長でございましたけれども、委員の皆さんや弁護士会の皆さんに大変お世話になったことを感謝いたします。

これでリタイアと、他のところでも全部整理しておりますので、ご了解をいただけたらと思います。長期間にわたりまして、ありがとうございました。

#### 4 閉会

(渕上会長)

本当に、長い間、議長をお務めいただきまして、ありがとうございます。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、熱心な議論をいただきました。本当に様々なご指摘をいただいて、それを日弁連の活動に生かしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

(了)